



Title	蘆庵の六義説とただごと歌
Author(s)	宇佐美, 喜三八
Citation	語文. 1951, 4, p. 17-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68387
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

蘆庵の六義説とただごと歌

宇佐美 喜三八

一

小沢蘆庵がただごと歌を唱道したことは周知のところである。その問題については既に多くの解説や論考が加へられてゐて、それらの研究から啓発せられる所は言ふまでもなく甚大であるが、私は蘆庵のただごと歌の説に関し、從來の研究において未だ考察の及んでゐない二三の点を調査した後、更に廣くまた深く究めてみたいといふ意図をもつてゐる。ここにその予備作業の一つとして、蘆庵が古今集序の六義を如何に解釈してゐたかを明らめ、彼の言ふただごと歌の理念に触れてみようと思ふのである。

蘆庵の歌論を繙く人は、蘆庵が古今集の序の中の言葉を取字の規矩として尊重し、その思想を祖述し敷衍してゐるのに氣がつくであらう。例へば「蘆かび」においても、「たゞいま思へる事を、わがいはるゝ詞をもて、ことわりの聞ゆるやうにいひいづる、これを歌とはいふ也」といふ主張を、「古今の序に思ふ事を見るものきぐものにつけていひいだせるなりといへり」と註記して裏づけ、また、「傳受口傳などいふ人あり。歌は此国の道にて、古へはゆめにもなき

事なり、まどふべからず。古今序に、さる事なきにてもしるべし」と説いてゐるのであつて、「塵ひぢ」や「或問」を見ても、かゝる傾向は極めて著しいのである。蘆庵は古今集の序文をもつて歌字の権輿であると考へてゐたのであつた。即ち「蘆かび」の中では「歌よまむずるやう、かきたるものは、古今序そのはじめ也」と述べてをり、また「塵ひぢ」の巻末には、「いにしへ、歌のよみかたの書なし、古今序其はじめなり。仍代々の宗匠、これにもとづきてあらはす書、あげてかぞふべからずといへども、しひて求めに應じて、これを書く、又かの水中に水をわくるがごとし、この数言をみんよりは、古今序をあきらめむにはしかざるべし」と附記してゐる。このやうに蘆庵が古今集の序を聖典視してゐた事実を知れば、彼の主唱したただごと歌も、古今集の序に見えるただごと歌に由來するものであることは、推察するに難くない。そのことは「或問」において「貫之いふ所のたゞ言歌は、心のとほりをかざりなく、有のまゝにいひつゞけたるものとみゆ」といふ問に對し、「古人のたゞ言歌といふは、心を求めずして、思へる処を、詞を飾らずして詠ずるをいふ也」と答へて自己の見解を表はしてゐるのから考へても明か

あらう。

古今集の序にあるただごと歌といふのは、和歌の六義を述べた中に、「五つには、ただごと歌」と見えてゐるもので、和歌を六種に分類した時の一体である。それは、そへ歌、かぞへ歌などの他の五種の歌と平等に並べ挙げられてゐて、ただごと歌が特に優位を占めるべき歌体であるといふ意味のことは、もとより古今集序の何処を探しても記されてゐない。そのただごと歌を取りあげて、これを和歌の本来の姿であるとしたのは、まづたく蘆庵一個の見解に他ならないのである。そこで古今集序の和歌の六義について蘆庵が如何なる解釈を下し、ただごと歌と他の五種の歌との關係を如何に理解してゐたかは、一應考へなければならぬ問題となるが、これに對して蘆庵の歌論書である「蘆かび」「塵ひち」「或問」並びに「ふりわけ髪」などの諸篇は、完全な解答を導き出す資料とはなり得ないと思はれる。しかし蘆庵には別に「古今六義諸説」(或は「古今集序中六義諸説」)一卷の著があつて、右の問題はその書に見える所說により解決ができるものと考へるのである。「古今六義諸説」については佐々木博士の「日本歌学史」(近世歌学・第六章)に、蘆庵の歌字書として上記の諸書と共に掲げられて、簡単な解説が加へられてゐる以外には、その内容が紹介せられてゐないやうである。佐々木博士は「六義諸説は、古今集序の六義を註せるものにて、中世諸家より契沖にいたる諸説を挙げて、自説に及べるもの、歌論としてはさまで注意すべきものにあらざれど、彼が古今集を崇びし事の如何に深かりしかは、其の跋に、『序は歌の大本、言の初を説ければ数多たび、これを同志の人に語る』云々の句あるをもて知るべきなり」と解説してをられる。今私はその「自説に及べるもの」とある

蘆庵の自説の究明を中心の問題にしようと思ふのである。

「古今六義諸説」は奥に「寛政六甲寅のとし 八月中九日 蘆庵」とあるから、蘆庵が七十二才の時の著であつて、跋文によれば、同年同月、蘆庵としては二度目の古今集序の講席をひらき、すでに六義に及んだので、それを基にして書き記したものであるといふ。「蘆かび」「塵ひち」は寛政二年六十八才の時の著で、「或問」も同年の作と考へられ、「ふりわけ髪」は寛政八年七十四才の時の筆に成つたものである。これらの成立年代を比べて見ると、「古今六義諸説」は蘆庵がただごと歌を主唱した歌論書と並行して出来た書であることが知られ、同書に説くただごと歌と、「蘆かび」以下の歌論書にいふただごと歌とが、理念の上で当然一致してゐるべきことは認めて差支へがないであらう。なほ「古今六義諸説」は刊行せられずに写本として傳はつてゐる。この小論では題簽に「古今集序中六義諸説并自注」とあり、奥書に「甲寅十一月廿四日書写一校了」(甲寅は寛政六年)と記された、蘆庵の門人小川布源の書写と思はれる一本に拠ることにする。

二

古今集の序には「そもそも歌のさまむつなり」と述べ、(一)そへ歌、(二)かぞへ歌、(三)なすらへ歌、(四)たとへ歌、(五)ただごと歌、(六)いはひ歌の六種をあげてゐる。眞名序には和歌の六義を、「一曰風、二曰賦、三曰比、四曰興、五曰雅、六曰頌」と記して、詩の六義を掲げてゐるのであるが、和歌の六義が詩の六義になつたものであることは、古來すでに久しく言ひふるされてゐる所である。しかしそへ歌以下の六体は、それぞれ例歌が添へられ

てゐるにしても、それらは如何なる体の和歌を意味するものであるか、また如何なる意味において詩の六義と關係を有するものであるかなどの問題は、平安時代以來數多の論義が重ねられてゐて、現代でもなほ決着してゐるとは言ひがたい。蘆庵の「古今六義諸説」もまたその問題を論じたものであつて、さきの佐々木博士の解説にある如く、古來の諸説をあげて自己の見解を述べたものである。ここでは蘆庵のただごと歌の説に重点をおかうとしてゐるので、蘆庵のあげた古來の諸説を直接に考察の對象とすることは省いて、次に先づただごと歌以外の五種の歌に關し、蘆庵がどのやうな見解をもつてゐたかを眺めることにしたい。

最初のそへ歌の意味について、蘆庵は「奥義抄」の説に賛意を表はし、諸説の中に「そふと云は題をあらはさずして義をさとらするなり、又曰風比與みな譬喩の哥也。たゞ少分別あり。故に六義にわかる。風は題をあらはさずして、ものをとりてそれになして云なり」といふ「奥義抄」の言葉を掲げた末尾に、「愚意依之」と註記してゐる。蘆庵は和歌の六義を和歌独自の立場から解釈しようとする立場をとつてゐて、必ずしもそれを詩の六義に一致させようとは努めてゐない。契沖が「餘材抄」で、「今案風化風刺の心にて風の名を得たり。題をあらはにいはずして義をさとらしむるをのみ風とはいふべからず」と述べて、「奥義抄」の説を批判してゐるのに対し、蘆庵は契沖の意は唐土の風によつてその歌の意を解かうとするものであるとなし、「コヽニカラノ哥ヲ云イダセルハ、詠歌ニ六種アル理ヲ云出タレバ、カラニモサザアラント云タルニテ、決定唐ニアハサントスルニハアラズ。六種サヘワカルレバ、此所ノ文意ハタツ也シカルニ我クニソヘ哥、唐ノ風ニ似タル所アレバ、諷ヲソヘ歌ト

スルナルベシ」といつて、清輔の説を採り、「此所與ニ阿闍梨大ニ參差」と述べてゐるのである。その歌の例としてあげられてゐる「難波津に咲くやこの花」の歌について、契沖が「花にそへたるはさることなれど、風刺の心にあらねば、此国のそへ哥にして、唐の風によく叶へるにはあらぬにや」と批評してゐるのに対して「是マタク唐土ノ風ヲ以、吾國ノソヘ哥ヲミル心故タガヘリ」といひ、また別に「唐土ノ諷ハ分別ノ爲ニシルトモ、カレニマドフベカラズ」ともいつてゐる。結局蘆庵のそへ歌についての解釈は、「スベテ表ニ云詞ノ内ニ少シモ題ノ詞ヲミセズ、ヨミアゲタル時義アラハニテサトルベキヲ、吾國ノソヘ哥ト思フベシ」といふ言葉に表はされてゐる。その思想から、彼がそへ歌の例としてあげてゐるのは次の如き歌である。（万葉集の歌の訓読は蘆庵の記してゐるまゝである。以下すべて同様。）

いはそゝぐたるみの上のさわらびのもえいづる春になりける
かも（万葉・卷八）

月草に衣はすらんあさつゆにぬれての後はうつろひぬとも

（同・卷七）

かきつばた咲ぬまのすげをかさにぬひきん日をまつに年ぞへにける（同・卷十一）

みしますげいまだなへなり時またばきずやなりなんみしますがさ（同・卷十一）

大原やをしほの山もけふこそは神代のことと思ひいづらめ

（古今）

蘆庵はこれらの歌に註解を加へ、第一首は表は蕨の事だけで、志貴王の御氏族の御繁昌を自ら詠まれたもの、第二首は表は月草の事で

実は恋の譬喩歌であり、第三首も恋の情を詠んだ歌であつて、表はただ笠の事のみであると言明をしてゐるのである。第五首は大原行啓の折二條后に業平の奉つた歌であるが、その裏の眞意は人皆のよく知る所であるからといつて、説明を省略してゐる。以上によつて大体明かなやうに、蘆庵がそへ歌と解したもののは、修辭学でいへゆるアレゴリー即ち諷喻法によつて表現せられた歌であるといふことが出来るであらう。

次のかぞへ歌については、契沖が「餘材抄」で例歌にあげられてゐる「さく花に思ひつくみのあぢきなさ身にいたつきものいらずて」に関して詳細に述べた註釈を引き、「此注ニツクシテノコレ所ナシ」といひ、蘆庵自身の解釈として、「花ニ貪愛スルノ情人ノミニモアラズ、鳥モ如此ト云シニ猶カゾフル心ヲツクストヤイハシ」と述べてゐる。「鳥モ如此」といふのは、「さく花に」の歌を「つくみ」といふ鳥の名が詠みこんである物名歌と見なしてゐるからである。しかるに、古今集序ではこの歌に「これはただごとにいひて、物にたとへなどもせぬ物なり。（中略）五つにただごと歌といへるなむ、これにはかなふべき」といふ古註がついてゐるので、契沖は「たとへば物の多かる、ひとつ二つと數をよみゆくやうにてありのまゝなるをかぞへ哥と云なるべし。ただごと哥はありのまゝに一すちによみて、かぞふるやうにはいはぬをかはれりとす。ようせずばまぎるべし」と説明してをり、また「土左日記」の中から例を引用して、ただごと歌のことを論じてゐる。蘆庵のかぞへ歌の説明の中にも、契沖の論を承けてただごと歌の問題にふれた所が見られるが、それについては後に改めて述べることにする。蘆庵は「カゾへ哥ハ、カゾヘテ物ヲキハメツクスノ意ナリ」と定義し、ただごと

と歌との相違に關しては、「物ヲツクサントスレバ、イロヘカザレバックサレヌ故ニ、自アリノマ、ニイヘバ、正言ニマガフコトワリ也。タゞゴトラムネットスルニハアルベカラズ。カザレルモアルベシ。カゾヘツクスラムネットス」と述べてゐる。契沖は「ありのまゝ」であることを、かぞへ歌の本質的要素の一つの如くみてゐるが、蘆庵はそれを「カゾヘツクス」といふ本質から自然に生じ易い一現象とみてゐるのである。蘆庵が「試ニイタスカゾへ哥」としてあげた歌は次の通りである。

あめのうみに雲の波たち月の舟ほしのはやしにこぎかくる見ゆ
(万葉・卷七)

川のせのうづまくだれば玉もかちりみだれたるこの川とかも
(同・卷九)

梓弓ひきみゆるべみ思ひしてすでにこゝろはよりにしものを
(同・卷十三)

ふじのねにふりおける雪はみな月のもちにけぬればそのよふり

けり(同・卷三)

年のうちにはけるはきにけり(とせをこぞとやいはんことしとや
いはん(古今)

蘆庵は「あめのうみに」の歌は、天を詠じて天をつくし、雲の波、月の舟などと詞を飾つたかぞへ歌であるとし、次の「川のせの」の歌は、ただごとのかぞへ歌であると説明してゐる。第二首以下にはかぞへ歌である所以の説明はなされてゐない。「玉もかも」といつて「この川とかも」といひ、また「ひきみゆるべみ」「みな月のもちにけぬればそのよふりけり」「とせをこぞとやいはんことしとやいはん」などといつて、對立的に或は並列的に表現した所がある

のを、それぞれ物をかぞへつくす趣があると考へ、かぞへ歌に見なしたのであらう。それらは理解ができるとしても、更に古今集にある「世の中にたえて櫻のなかりせば春の心けのどけからまし」と「雪ふりて年のくれぬる時にこそつひにもみぢぬ松もみえけれ」を指して、「櫻ト松トノカヅヘウタトモ云ベシ」と述べてゐるのは、説明がないために明確には理解し難いのである。櫻や松の特質といったやうなものが物をつくして詠まれてゐると解したのであらうがこれを見ると蘆庵が「カヅヘテ物ヲキハメツクス」といふ意味は漠然として捕捉しにくい憾みがあるやうに思はれる。

次のなすらへ歌の解釈は、契沖が「餘材抄」に「比者、方也、並也、類也」云々といつて漢籍の諸説を引き、「かれになすらへて、これをしらすれば、なすらへ哥なり」と結論してゐるのを、「同此義」といつて賛成してゐる。古今集の序になすらへ歌の例として引かれてゐるのは、「君にけさあしたの霜のおきていなば恋しきことに消えや渡らむ」といふ歌である。これに加へられた古註では「この歌よくかなへりとも見えす」といつて、「たらちねの親のかふこのまゆごもりいふせくもあるか妹にあはすて」といふ歌をあけ、「かやうなるやこれにはかなふべからむ」と述べてゐるのである。蘆庵は「君にけさ」の歌については、「霜ノ置ト人ヲ置ト、恋シキ事ト毎ト、魂ノ消ルト霜ノ消ルト、詞ノナヅラヘクラブルコト、イヅレニテモオトリマサリナシ」と説明して、それがなすらへ歌であることを承認してゐるが、古註の中の「たらちねの」の歌については、契沖がこれをなすらへ歌としてゐるのに対し「愚意ハ不同」といつて賛成してゐない。さうして「イブセクモアルカイモニアハズテト云所、「首ノ主意也。我ソノ主意ヲイハントテ、カフコノマユ

ゴモリヲ以引起セバ興ノ体也」といつてゐる。「興の体也」といふのは、次のたとへ歌に該当するといふ意味である。なほ、なすらへ歌は比に相当するものであるとする立場から、契沖の挙げた「比者、方也、並也、類也」といふ説を引き、「ワガコフルイモハカフコノマユニコモレルガ如シトノミイハハ比ナリ、下句ヅヘハ比トハ云ベカラズ」といつて比の興と異なる点を指摘してゐるのである。「古今六義諸説」の結論の部分では、「遠近長短同ジキヲラベ、詞の同ジキヲナラブルヲナヅラヘ哥トシ、カレモ一ツ我モヒトツトイヘバナゾラフ也」と説明を下してゐるが、彼が試みになすらへ歌の例として挙げたのは、次の如き歌である。

青によし奈良の都はさく花のにはふが如くいまさかりなり

(万葉・卷三)

たぎの上のみふねの山にあるくもの常にあらんと我おもはなくに(万葉・同)

くらきよに鳴なるたつのよそにのみきゝつゝかあらんあふとはなしに(万葉・卷四)

すま人のうみべ常さらずやくしほのからき恋をも我はするかも

(万葉・卷十七)

あふことの今ははつかになりぬれば夜深からではつきなかりけり(古今)

まつしまやをしまのいそにあざりせしまのそでこそかくはぬれしか(後拾遺)

第一首は「都ノ繁昌ト花ノ盛」とを、第二首は「山雲ノ聚散不定」と「浮世人間無常住心」とを比類し、また第三首は暗夜に声のみして姿の見えぬ鶴と、音信のみあつて逢ふことのない恋人とを比類し

たものであると説明が見える。これらはいづれも一首全体が修辭の上で明比を中心にして表現せられた歌をあげたものである。第四首は塩の「からき」と辛苦の「からき」とが懸けられてをり、第五首は僅かの「はつか」と二十日の「はつか」、月の無い「つきなし」と便宜の無い「つきなし」とが共に縣詞になつてゐる。このやうに詞が懸けてある歌を、蘆庵が「詞ヲ比類ス」と説明してなすらへ歌に入れたのは、さきに述べた序の例歌の解釈の場合と同様である。第六首を蘆庵は「是ハ見ル所ヲ比類ス」と説明してゐる。この歌は修辭の上からは婉曲法を用ひてゐるといふべきであるが、思想的に見れば明比によつて表現したものと同様になると思はれる。蘆庵の比類といふのは歌の修辭法のみではなく、思想内容にまで及んでゐることを考へなければならぬであらう。

次のたとへ歌については、契沖の説の中に見える「興是借ニ役一物、引ニ起此事、而其事常在ニ下句」といふ言葉が、わが国の興、即ちたとへ歌によく適つた説明であると述べた上、其事が常に下句に在るといふことは決つたことではなく、下の句に在る場合もあり上の句に在る場合もあると訂正を加へてゐる。さうして序の例歌にある「わが恋はよむともつきじありそ海の浜の眞砂はよみつくと」を解説して、「我恋ハヨム共ツキジ、是主意ナリ。此哥無限浜ノマサゴヲ以、我思ノカズヲ興シタリ。サレドモ彼ハスクナク、我ハ多シトイヘバ、上句ニ主意アル也、我思ヒノカズハ浜ノマサゴノ如シトイヘバ比ナリ。オトリマサリナケレバナリ」と述べてゐるのである。序の古注にはこの歌を適切でないとして、「かくれたる所なむなき」と評し、「須磨のあまの塩やく煙風をいたみ思はぬかたにたなびきにけり」といふ歌をあげ、むしろこの歌の方がたとへ歌

の例に適ふものであるとしてゐるのであつて、契沖もまた「わが恋」はの歌を「もろこしの興にはかなはず」といひ、「須磨のあまの」の歌を「此歌は誠にかなふべく見えたり」と評してゐる。蘆庵はこれに反対して、「須磨のあまの」の歌は、古今集にある恋歌であるから、そへ歌であると言つてゐる。このやうに眞意が裏にかくれた歌は先述の如く、蘆庵の解釈によれば、そへ歌と見るのが当然である。彼は諸説に、たとへ歌はかくれた所があるものとしてゐるのは、唐土の興をもつて、我が国の興（即ちたとへ歌）を解するがための誤解であるといひ、「此国人ハ我國ノ興ヲ以唐土ノ興ヲ分別スベキニヤアラン」と強調してゐる。彼がたとへ歌の例としてあげたのは次の如き歌である。

にほどりの沖中川はたえすとも君にかたらふことつきめやも

（万葉・卷十一）

みそら行雲にもがもなけふゆきていもにことゝひあすかへりこむ（同・卷十五）

たかしきの紅葉をみればわぎもこがまたんと云し時ぞきにける（同）

我やどのえのみもりはむもゝちどりの千鳥はくれど君はきまさず（同）

さほ川に氷わたれるうすらひのうすき心をわが思はななくに

（万葉・卷二十）

これらを説明して、第一首は絶えざるものが絶えても、わが思ひは絶えじと引き起したものであり、第二首は浮雲の自在に往反するのを見て、我が自在ならぬことを起したものであるといつてゐる。いづれも発想の上から見れば序の例歌の「わが恋は」の歌と同様に、

假定法を用ひて成つた歌であつて、第一首は逆接の條件を、第二首

は意味の上から「雲であつたならば」といふ順接の條件を、それぞれ主意を引き起す契機としてゐるといふことができる。第三首は遠国旅中の紅葉に心を起し、目前の紅葉に契つた時の紅葉をたとへたものと見られるとして、「見聞ニヨリテ我心ヲ起、ココロミテ彼ヲ起、彼ニ依テコレヲ興体ミナコレニ類セリ」と説明してゐる。この説明によれば既定の順接條件により、主意を引き起した歌であるといふことになる。第四首は来るものをもつて來ぬ人を起したたとへ歌で、契機となるものは既定の逆接條件で表はされてゐる。第五首については、薄い氷をみて我が厚い心を起してゐるからたとへ歌であり、「ウスキ心ノ君ニモアルカナ」といへば、比即ちなずらへ歌であると述べてゐる。この歌は第三句までを序の詞と考ふべきであらうが、「氷はうすいけれど」といふ思想をもつものとすれば、意味の上ではやはり既定の逆接條件が主意を引き起してゐるとも見なされるのである。かくして「カレヲ以テコレヲ興ス」といふのは、單に表現の語法のみからでなく、意味内容の方からも見て、「カレ」が條件的な形態をとつて「コレ」を興すといふことになるであらう。しかし第三首の如きは「コレ」を一首の主意と考へることが出来るか否かは疑問である。

いはひ歌の解釈にも諸説を掲げ、また説明の言葉をつくしてゐるが、結局「スベテ人中ノ慶賀ハミナ祝也」といつてゐる。言ふまでもなく、これは歌の素材となつてゐるものや意味の上から見ての分類である。例歌として、万葉集卷十八にある家持の「賀陸奥出金詔書歌」の「すめらぎの御代さかえんと」を始め、祝福・應賀の意を詠んだ歌五首をあげてゐる。これについては、蘆庵がいひひ歌に

下した定義を承認する限り、別に問題はないのである。

三

さて次に、蘆庵がただごと歌を如何に解釈したかを見て、何故そのただごと歌を主唱したかといふことを、以上の五体の歌との關係から考へることにする。

蘆庵はただごと歌の説明をするに際し、先づ契沖がかぞへ歌の註の中で、「ただごととは直言にてありのまゝに云心也」と述べ、「土左日記」に「引舟のつなでのながき春の日を四十日いかまで我はへにけり、聞人の思へるやなぞただごと」と云々とあるのを引いて、「これことをいたはらず、舟中にて四十五日までへたることを、よそかいかまでといへるを、よのつねのたゞの詞と云心なり」と説明した言葉を掲げてゐる。その説明に対して蘆庵はかぞへ歌を説いた折に述べた所を、再びここに詳しく記してゐるのである。即ち貫之はただごとを歌の地として詠んだ人であるから、他人に憚つて「なぞただごと」と卑下したのであると解し、「引舟のつなでのながき春の日」といふ詞を、ただごとの手本とするのはいかがであらうといひ、「但シヨ、ハ貫之ノ詞ヲ以証トセラレタレバ、四五ノ句ヲタダゴトノ証ト思フベシ」と結論してゐる。彼は先づ貫之がただごと歌といつた歌について、批判を下したのであつた。然る後、ただごとの「たゞ」の義について、次の如く説明を試みてゐるのである。——今世間でデキニ、スグニといつてゐる意味を万葉ではタダといふ語で表はし、「タダ向」「タダ越」などいふのがその例であり、また後の歌に「タダ在明」「タダ秋ノ風」などとあるのは、他事なきことをタダといつたのである。ただごとのタダは「雅

ハ正也」といふタダにあたり、タダシキ意である。またそれを「ツネの詞」といふのは雅言の意味であつて、論語の述而篇に「子所_レニ雅言_ニ、詩書執礼皆雅言也」とある雅（ツネ）に言ふ詞が是で、「俗」の字をツネと讀むけれども、その意味ではない。民間の俚語を今の人は「タダゴト」「タダノ語」ともいつてゐるが、この場合のタダといふのは「徒」「空」の字にあたり、ツネといふのは「俗」の字に當るであらう。「俗」の字を日本紀にツネともタダヒトとも訓ませてゐるから、俗言をタダゴトと言ひ得るとしても、それは雅言のタダゴトとは大いに意味の異なるものである。俗人を「トキノ人」と訓ませてゐるから、俗言は「トキノ言」といふべきであらうか——蘆庵は契沖が「ただ」ことは直言にてありのまゝに云心也」といつたのに基いて、「直言ニイヒノブル」歌をただごとと歌と定義してゐるのであるが、その「ただごと」といふのは、以上の説明によれば正言の意で即ち正しい言葉であり、また雅言の意で即ち平常の言葉である。民間の俗語は彼のいふ「ただごと」には入らないのである。さうして蘆庵はただごとの重要さを強調して「凡タダゴトハ哥ノ大本、言語ノ初ナレバ、是ヲヨクナラヒ得テ、顔面・骨法・光彩・衣冠・威儀ニモモテツケツベシ。タダゴトノ理アキラカナラザル哥ニイロヘカザリヤムネトセバ、不具ナル人ノ衣服エモソヲ好メルガ如ク神社ノ莊嚴美麗ニシテ、神佛ノオハサヌガ如シ」と述べてゐる。ただごとと歌の例歌には、昔のものとして万葉集の歌を二十五首、後世のものとして、平安時代の歌六首、合計三十一首が挙げられてゐて、他の五体の例歌がいづれも数首であるのに比べると、例歌の数にもただごとと歌を尊重する精神は表はれてゐるのである。それらを悉く挙げることは省略する。

蘆べゆくかものはがひに霜ふりてさむきゆふべはやまとしぞおもふ（万葉・卷一）

石みのやたかつの山のこのまよりわがふる袖を妹みつらんか（同・卷二）

大みやのうちまできこゆあびきすとあごとゝのふるあまのよび声（同・卷三）

後世の歌では、

物おもふと過ぐる月日も知らぬ間に今年はけふにはてぬとかき

く（大和物語）

つひにゆく道とはかねて聞きしかどきのふけふとは思はざりしを（業平）

などを挙げて、「是ミナタダゴトナレド、感アマリアリ。イロヘカザリヤムネトシタル哥ニ、感アルハスクナシ」と評してゐる。更にまた、漢詩の説を引き、ただごとの道理は詩においても同様であると述べ、張子厚が「詩経注の中でいつた「詩人之志平易、故無艱險之言、大率所言皆目前事、而義理存乎其中」云々」の如く、彼の主張に一致した諸説を掲げてゐるのである。

蘆庵はすべての和歌は、古今集序の六義のいづれかに属すると考へた。「六義ゴトゴトクワカレテ、一切ノ哥此内ニイラザルモノナシ」といつてゐる。さうして、異朝の六義は説が多様で辨別し難いやうに思はれるが、「風雅頌者異体、賦比興異詞、以彼三詞成此三形、云々」といふ説が六義の究竟であるとしてゐる。この説は顯昭の古今集序註に引かれた公任の説であつて、蘆庵はこれを我が国の六義に用ひる時はいよいよ益々分別が明かであると述べてゐるのである。しかし以上の述べた所で知られるやうに、蘆庵の六義の

解釈は必ずしも右の公任の説に適ふものとは思はれないであらう。

その点は少し詳しく考へてみなければならぬが、今はその餘裕がない。ただ注意すべきことは、蘆庵の見解では、ただごと歌といふのは他の五体の歌のいづれとも次元を異にした分類名称で、他の五体の和歌にもなり得る場合のある歌であつたといふことである。蘆庵は他の五体の歌に、ただごと歌のあることを指摘してゐる。例へば

いはそゝぐたるみの上のさわらびのもえいづる春になりにける
かも（そへ歌）

落たぎちながるゝ水の岩にふれよどめるよどに月のかげみゆ

（かぞへ歌）

青によし奈良の都は咲く花のにはふが如くいまさかりなり

（なすらへ歌）

みそらゆく雲にもがもなけふゆきていもにこととひあすかへり

こむ（たとへ歌）

すめらぎのみよさかえんとあづまなるみちのく山にこがね花さ

く（いはひ歌）

などは、また同時にただごと歌であるとしてゐるのである。（かぞへ歌の例にあげてゐるのは、ただごと歌の例歌にあげられた中の歌である）。修辭や内容の上からはそれぞれ異体の名称をつけ得るとしても、これらの歌を、蘆庵はただごとでありのまゝに思ひを詠ん

だ、ただごと歌であると解釈したのであつた。

蘆庵は「言ノ初ハミナ直言ナリ、ムカシノアトラミテシルベシ、日本尊ノ、ヲトメノ床ノベ、仁徳天皇ノカラノヲ琴ニヤキシノ類ヲイデズ。コレダニタシカナラバ、後ノイロヘカザリハ、心ニマカセテモツクベシ。直言ヲモト、セバ六義モ心ニマカスベシ」と述べてゐる。前に引いた、「凡タダゴトハ哥ノ大本、云々」といふ言葉をこれと併せ考へると、蘆庵がただごと歌を主唱したのは、作歌の基礎的な修鍊といふことを念頭においての上であつたと思はれる。右の如く蘆庵はただごと歌の修鍊を積めば、後世風の歌も自在に詠むことができ、また、そへ歌、かぞへ歌其他の異体の歌も自由に詠み得るといつてゐるのである。「或問」の最後でも「今思へる処を、たと言につゞけならひ、誰きゝても聞ゆるやうに、修鍊つもりて後には、いかなる事も、詞心にまかせて、自在なるべし」といつてゐる。蘆庵にあつては、ただごと歌を詠むことは理想であつたとともに、作歌修鍊の手段であつたと見るができる。

蘆庵のただごと歌の説には、眼前の語を用ひて比興の体を理想とした、袁隨園の詩論に見られる思想とも通ずる所がある。また私はただごと歌の主張は、單に古学派の歌人の主張に対する反動として生じたものではないと考へてゐる。それらの詩論は本稿の目的とする所ではないが、以上述べた所を見ても承認することができるであらう。

—大阪大学教授—